

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

# たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同  
で設立・運営している法人です



## No.2

発行日 令和2年6月24日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

## 『コロナで脳トレ?』 多摩南部成年後見センター 所長 小林 正人

センターは市民後見人養成講座を4月頃から毎年開催しています。今年は3密となるセンターでの開催ができませんし、止めるわけにもいきません。そこで、講師にビデオ収録許可をいただきYouTubeやDVDで受講してもらうことにしました。しかし、その担当の私は動画撮影やまして編集などほぼ未経験です。結局、大型連休を返上してにわか勉強し、なんとか見ていただけるレベルでやり抜くことができました。急に劣化しつつある私の脳トレにもなっていると嬉しいのですが。



## 『「たまなん」ってこんなところ・・・』

調布駅からゆっくり歩いて10分ほどのとあるマンションの2階。上を見上げながら看板を探すと「多摩南部成年後見センター」の文字が見えてきます。チャイムを鳴らすとそこには、電話をかける人。報告書を作る人。ひたすら記録を打ち込む人。訪問に飛び出す人。総勢18名が我ら「たまなん」スタッフです。フットワーク良く5市を巡る所長。デスクで采配を振る副所長を筆頭に、法人後見のスペシャリストの支援員が7名。依頼調整・市民後見人養成・後見監督なんでもござれのコーディネーターは3名。地域や施設に訪問してくれる地域支援員5名、そして経理も事務も修繕までできる事務スタッフ1名で法人後見、市民後見人、専門職紹介、研修・講演会・後見人連絡会などの業務を行っています。現在、ホームページもリニューアルしていますのでぜひご覧ください。次回は法人後見のことをお伝えします。「法人後見ってこんな感じ・・・」お楽しみに。

センターの日々の  
よもやま話やあれこれを  
連載します!

HP「多摩南部  
成年後見センター」  
で検索!



## 【最近の情報コーナー】

### 新型コロナウイルス感染症の影響から

- 障害年金受給者の障害状態確認届(診断書)の提出期限が延長されています。  
→ 対象者R2.2月末～R3.2月末までに期限を迎える方。詳しくは「日本年金機構」HP・ねんきんダイヤル(050-05-1165)へ。
- 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の有効期間が1年延長となります。  
→ 対象者R2.3.1～R3.2.28までの間に満了する方。詳しくは「東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当」HP・(03-5320-4464)へ。

### 連載：質問です！こんなとき、どうするの？



市民後見人さんから寄せられる「よくある質問」を連載します！

Q 被後見人が入所している特別養護老人ホームから、「終末期の意向確認書類」にサインするように求められました。私は後見人に就任したばかりで、本人にどのように話しをしたら良いか悩みます。こんなとき、どうしたら良いのでしょうか？

A 医療行為に対する同意は、本来は本人しかできないことであるため、後見人等に医療行為に対する同意権はありません。後見人ひとりで本人へ意向を伺うよりも、これまで関わってきた施設の相談員やケアマネジャーなどのスタッフにも同席してもらい、本人が理解しやすい言葉で伝えてもらうなど工夫をしてみてもいいかもしれません。また、協力が可能な親族がいましたら、その方の意向を伺うことも一案です。「成年後見制度利用促進基本計画」でも「地域連携ネットワークづくり」が大切な取り組みとなっていますので、後見人もチームの一員として、他のスタッフと役割分担ができると良いですね。

### ◆◆◆令和元年度 後見人連絡会 より◆◆◆



### 災害時に備えましょう



令和元年11月22日に「後見人連絡会」を開催しました。テーマは「災害と後見人」。講師の山本健明先生のお話より、災害が発生したとき、後見人としての心構えをまとめてみました。(その1) 平時の備えをする。被後見人に関わるハザードマップ、施設や事業所の事業継続計画(BCP)を確認し、災害時の連絡方法や避難場所について情報収集をしておきましょう。(その2) 災害発生時、被後見人の安否確認をする方法として「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言(web171) <https://www.web171.jp/>」「J-anpi <https://anpi.jp/top>」が役立ちます。(その3) 身上監護として大事なことは、安否や避難状況を確認し、移送や医療、福祉サービスや入所、住居の確保などの必要な手続きをすることです。(その4) 財産管理面では、罹災証明書や居所の修繕、相続の手続きも必要となります。

何より、被後見人の命を守るには、まず後見人自身の身を守ることが大切です。